

◎国民健康保険税とは？

国民健康保険税は加入者（被保険者）が病気やケガで病院などを受診したときの医療費などを賄うため、加入者の方々に負担いただく市税です。国民健康保険に加入した月分から計算され、世帯の所得や加入者数によって税額が異なります。世帯主の国保加入の有無に関わらず、世帯主が納税義務者となります。国民健康保険制度は、国保以外の健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方を除く、すべての方々に加入いただくものです。国保加入の届出が遅れると納期毎の税負担額も大きくなります。

◎国保税滞納整理強化月間とは？

国保税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。鹿児島県および県内市町村では、毎年8月と12月を「県下一斉国保税滞納整理強化月間」として、国保税の収納対策を強化しています。市でも国保税の収納率向上のため、催告書など

の送付、預貯金や給与などの財産調査、差押えなどの滞納処分を強化します。

◎国保税に滞納があるとどうなるの？

国民健康保険被保険者の資格有効期間は通常、8月から翌年7月までの1年間となっていますが、過年度（令和6年度以前）分の国保税が滞納となっている場合、特別療養費扱いとなり病院やクリニックを受診する際は医療費が全額自己負担になります。滞納は放っておかずに、まずは税務課までご相談ください。



国民年金  
のはなし

障害年金について

【本 庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805  
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934  
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

障害年金は病気や事故によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、生活を支えるため、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。視覚障がいや肢体不自由などの障がいだけでなく、心疾患や呼吸器疾患などの内部疾患、統合失調症などの精神の障がいなども対象になります。障害者手帳を持っていない場合でも受給要件を満たしていれば受給できます。

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があります！

初診日（障がいの原因となった病気やけがで初めて病院を受診した日）に加入していた年金制度によって受給する種類が違ってきます。

|          | 国民年金（基礎年金）      | 厚生年金                            |
|----------|-----------------|---------------------------------|
| 職 業      | 自営業者・専業主婦(夫) など | 会社員・公務員 など                      |
| 受け取る年金は？ | 障害基礎年金 1級・2級    | 障害基礎年金 1級・2級<br>障害厚生年金 1級・2級・3級 |
| 手続き窓口    | 市役所窓口または年金事務所   | 年金事務所                           |

鹿屋年金事務所による出張年金相談 ※年金請求の相談が優先となります

| 日 程      | 時 間                 | 場 所                 | 予 約 先                         |
|----------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 8月13日(水) | 午前9時30分～<br>午後3時30分 | 末吉本庁 南棟<br>2階 多目的室2 | 市民環境課 戸籍年金係<br>☎ 0986-76-8805 |

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。